

火災に遭われた方へ

小樽市消防本部予防課（0134-22-9181）

このパンフレットは、火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

○ 火災の調査について

消防では火災現場において火災の原因や損害などを調べ、今後の火災予防対策などに役立てています。そのため、火災現場へは調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けた物の後片付けは、調査終了後をお願いします。また、調査員の質問には正確に答えてください。

○ り災後に行わなければならない主なこと

- 1 焼け跡の後片付けと修理・再築の手配
- 2 火災損害届出書の提出とり災証明書の申請
- 3 保険会社への連絡と保険金請求書類の取りそろえ
- 4 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き
- 5 書類の再交付
- 6 災害見舞金等の支給相談
- 7 住まいの手配
- 8 税金・保険料の減免申請

1 焼け跡の後片付けと修理・再築の手配

消防、警察および保険会社の現場調査が終わりましたら、焼け跡の後片付けをしてください。火災後の廃棄物の処理方法は、小樽市生活環境部ごみ減量推進課へお問い合わせください。

また、建物の処分（解体）時には建設リサイクル法の手続きが必要になる場合があります。詳しくは、建築指導課管理係にお問い合わせください。

建物を処分または修理するまで空き家となる場合は、割れた窓、壊れたドアや穴などには板を張りつかけたり、割れていない窓や壊れていないドアは施錠したりするなど、外部から人が容易に侵入できないように管理してください。また、屋根のトタンや火災後の廃棄物が風で飛ばないように措置してください。

2 火災損害届出書の提出とり災証明書の申請

「火災損害届出書」は、火災による被害を消防へ届け出る書類です。この届け出に基づき、火災による損害を調査します。そのため、提出がない場合は提出を求められることがあります。

また、「り災証明書」は、火災に遭われた方が各種手続きをする際に必要となるもので、火災によって被害が生じたことを証明するものです。り災された方が必要事項を記入した「り災証明申請書」で申請し、消防が発行します。

☆り災証明書が必要な主なケース

- 保険金の請求(保険会社)
- 税金の減免(税務署、小樽市の市民税課・資産税課)
- 保険料の減免(小樽市の保険年金課・介護保険課)
- 登記の抹消(法務局)
- 勤務先での見舞金の申請

(注) り災証明書が必要かどうかは各機関によって異なりますので、それぞれの窓口でお問い合わせください。

記入方法、手続きにつきましては、消防本部予防課(0134-22-9181)へお問い合わせください。「火災損害届出書」と「り災証明申請書」は、火災調査の際に関係者の方に配付いたしますが、消防本部予防課にお越しいただくか、以下からのダウンロードでも入手できます。

様式：<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101200763/>

(インターネットで「小樽市消防本部届出」と検索🔍)

「申請書・届出書ダウンロード/小樽市」を選択→「6 り災関係」→

「火災損害届出書」「り災証明申請書」

スマートフォンをお持ちの方は、下のQRコードからダウンロードページをご覧ください。

※来庁される前には、必ず予防課へご連絡ください。



3 保険会社への連絡と保険金請求書類の取りそろえ

火災保険や見舞金などが支払われる保険に加入されている方は、火災に遭った後なるべく早めに、保険会社へ連絡することをお勧めします。保険会社へ連絡すると、担当者が現地を調査したり、申請に必要な書類について説明したりします。

4 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き

転居等する場合は、電力会社・ガス会社・水道局・電話会社・最寄りの郵便局などに連絡しましょう。

5 証書類の再交付など

- ☆ **印鑑登録証** ----- 小樽市生活環境部戸籍住民課窓口係
再登録(有料)には、印鑑とマイナンバーカード、運転免許証などの本人確認できるものが必要となります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
- ☆ **マイナンバーカード** ----- 小樽市生活環境部戸籍住民課マイナンバー窓口
再発行(有料)が可能です。詳しくは、相談窓口へお問い合わせください。
- ☆ **国民健康保険証** ----- 小樽市福祉保険部保険年金課保険係
再交付には、運転免許証などの本人確認できるものが必要となります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください
- ☆ **後期高齢者医療被保険者証** —— 小樽市福祉保険部保険年金課後期高齢者医療係
再交付には、運転免許証などの本人確認できるものが必要となります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
- ☆ **年金手帳** ----- 小樽市福祉保健部保険年金課年金係、勤務先の事務担当者
国民年金1号被保険者(自営業、学生など)の方の再交付には、運転免許証などの本人確認できるものが必要となります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。国民年金1号被保険者以外の方は、勤務先の事務担当者へお問い合わせください。
- ☆ **年金証書** ----- 小樽年金事務所
- ☆ **預金通帳、貯金通帳** ----- 口座のある金融機関
- ☆ **全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証** - 会社の事務担当者
任意継続被保険者の方は、直接、全国健康保険協会北海道支部に再交付申請を行います。
- ☆ **雇用保険被保険者証** ----- 最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)
再交付には、印鑑と運転免許証などの本人を確認できるものが必要となります。詳しくは、最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。
- ☆ **自動車運転免許証** ----- 運転免許試験場、小樽警察署
再発行(有料)には、最寄りの運転免許試験場等での手続きが必要です。必要となる書類や詳しい手続きについては、担当窓口へお問い合わせください。お急ぎの方は、運転免許試験場へお問い合わせください。
- ☆ **現金** ----- 日本銀行本支店
焼けた紙幣や貨幣が形として残っている場合は、引き替えできることがあります。
- ☆ **クレジット・カード** ----- カード会社
火災で焼失したか紛失したかが分からない場合は、不正使用され損害を受けることがあるかもしれません。ただちにカード会社へ通知するなど、適切な対応を取ることをお勧めします。
- ☆ **保険証券、簡易保険証書** ----- 保険会社または代理店

◎ 再発行した証書類を送付する場合がありますので、郵便局で転送の手続きをお願いします。

6 災害見舞金等の支給相談

火災などで被害に遭われた世帯等に対して災害見舞金等の支給制度があります。支給対象については、生活扶助世帯、市民税非課税世帯などの要件がありますので、詳しくは小樽市生活環境部生活安全課市民相談係にご相談ください。

なお、災害見舞金の支給は小樽市共同募金委員会に、毛布及び安全キットは日本赤十字社小樽地区にご相談ください。

7 仮住まいの手配

もし、近くに親戚や知り合いがいないなど仮住まいに困るようなときは、一時的に付近の会館を利用できたり、空いている市営住宅を利用できたりする場合があります。市営住宅を利用する場合は、り災証明書が必要となります。詳しくは、小樽市生活環境部生活安全課市民相談係にご相談ください。

8 税金・保険料の減免申請など

☆ 所得税の減免申請————— 小樽税務署

火災などの被害を受けた方は、確定申告書を提出し、雑損控除と災害減免法による税金の減免のどちらかを選んで所得税の控除を受けられる場合があります。申告の際は、り災証明書が必要です。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

☆ 市民税・道民税の減免申請————— 小樽市財政部市民税課

火災などの被害を受けた方は、市民税・道民税の減免を受けられる場合があります。申請の際は、り災証明書などが必要です。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

☆ 固定資産税の減免申請————— 小樽市財政部資産税課

火災などの被害を受けた方は、固定資産税の減免制度があります。申告の際は、り災証明書が必要です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

◎建物を解体した場合は、札幌法務局小樽支局でその建物の滅失登記が必要です。

☆ 自動車税————— 後志総合振興局小樽道税事務所

車両が焼損して使用できなくなり廃棄した場合は、車両の保険会社や取引会社に連絡して手続きしてもらるか、道税事務所などで手続きを行います。手続きをしないと、車両を所有しているとみなされ、課税されてしまいますのでご注意ください。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

☆ 軽自動車税————— 小樽市財政部市民税課

車両が焼損して使用できなくなり廃棄した場合は、車両の保険会社や取引会社に連絡して手続きしてもらるか、小樽市市民税課などで手続きを行います。手続きをしないと、車両を所有しているとみなされ、課税されてしまいますのでご注意ください。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

☆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免申請

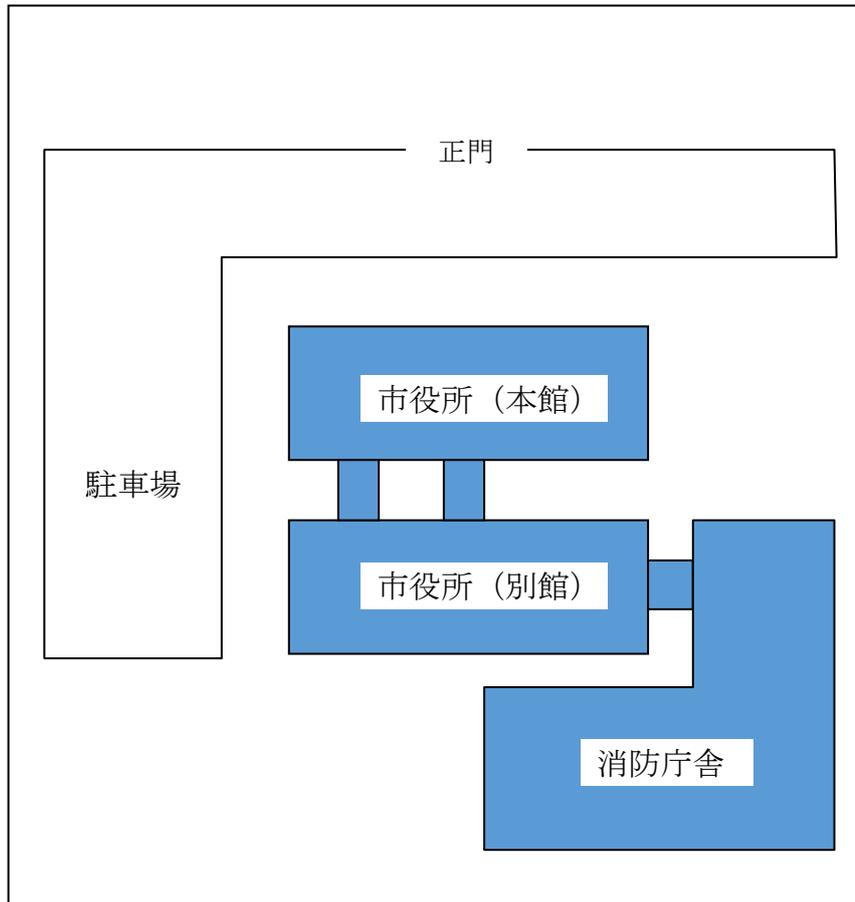
————— 小樽市福祉保険部保険年金課、介護保険課

火災などの被害を受けた方は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度があります。申請の際は、り災証明書が必要です。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

(注) このパンフレットは一般的な手続きを記載しています。各機関によって手続きの仕方が異なる場合がありますので、事前に各窓口などで確認してください。連絡先は次ページをご覧ください。

パンフレット内各窓口の住所・電話番号一覧

| | | | | |
|--------------------------|------------|--------------------|------------------|------------------|
| 小樽市消防本部予防課(り災関係、火災調査) | ----- | 花園 2-12-1 消防庁舎4階 | | 0134-22-9181 |
| 小樽市役所 | ----- | 花園 2-12-1 | | (代表)0134-32-4111 |
| 戸籍住民課窓口係(印鑑登録証) | ----- | 市役所別館 1階 13番窓口 | (内線 283・284) | |
| 戸籍住民課マイナンバー窓口(マイナンバーカード) | --- | 市役所別館 1階マイナンバー窓口 | (内線 296・297) | |
| 保険年金課保険係(国民健康保険証・減免) | ----- | 市役所別館 1階 15番窓口 | (内線 289~291) | |
| 保険年金課年金係(年金手帳) | ----- | 市役所別館 1階 14番窓口 | (内線 292・293) | |
| 保険年金課後期高齢者医療係(被保険者証・減免) | --- | 市役所別館 1階 19番窓口 | (内線 312) | |
| 介護保険課 計画・保険グループ(減免) | ----- | 市役所別館 1階 10番窓口 | (内線 454) | |
| 市民税課個人課税グループ(市民税、道民税) | ----- | 市役所別館 2階 21・22番窓口 | (内線 242~245) | |
| 市民税課税制グループ(軽自動車税) | ----- | 市役所別館 2階 21・22番窓口 | (内線 241・379) | |
| 資産税課(固定資産税) | ----- | 市役所別館 2階 24番窓口 | (内線 246) | |
| ごみ減量推進課(火災後の廃棄物) | ----- | 市役所別館 4階 | (内線 323・414・462) | |
| 生活安全課市民相談係(災害見舞金・仮住まい) | ---- | 市役所別館 4階 | (内線 200) | |
| 建築指導課管理係(建設リサイクル) | ----- | 花園 5-10-1 建設部庁舎 3階 | (内線 7432) | |
| 札幌法務局小樽支局(滅失登記) | ----- | 港町 5-2 | | 0134-23-3012 |
| 小樽税務署(所得税) | ----- | 港町 5-2 | | 0134-23-2171 |
| 後志総合振興局小樽道税事務所(道民税、自動車税) | 富岡 1-14-13 | | 0134-23-9441 | |
| 小樽年金事務所(年金証書) | ----- | 富岡 1-9-6 | | 0134-23-4236 |
| 小樽公共職業安定所(雇用保険被保険者証) | ----- | 色内 1-10-15 | | 0134-32-8689 |
| 札幌運転免許試験場(自動車運転免許証) | ----- | 札幌市手稲区曙 5条 4-1-1 | | 011-683-5770 |
| 小樽警察署(自動車運転免許証) | ----- | 富岡 1-7-1 | | 0134-27-0110 |
| 日本赤十字社小樽市地区(毛布及び安全キット) | ----- | 緑 1-1-1 | | 0134-22-1704 |
| 小樽市共同募金委員会(災害見舞金) | ----- | 富岡 1-5-10 | | 0134-22-6091 |



庁舎配置図

市役所と消防庁舎は渡り廊下で接続されています。

市役所入口からそのまま消防庁舎まで来ることができます。

お車でお越しの方は、市役所の駐車場をご利用ください。

※建設部庁舎は別住所（花園 5-10-1）となります。